

放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令参照条文

目次

○放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十六号）の施行後の放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）（抄）	1
○放送法施行令（昭和二十五年政令第六十三号）（抄）	2
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）（抄）	2
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）	2

○放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十六号）の施行後の放送法（昭和二十五年法律第三十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一 二十六（略）

二十七 「認定放送持株会社」とは、第五百九条第一項の認定を受けた会社又は同項の認定を受けて設立された会社をいう。

二十八 「放送番組」とは、放送を事項の種類、内容、分量及び配列をいう。

二十九 「教育番組」とは、学校教育又は社会教育のための放送の放送番組をいう。

三十 「教養番組」とは、教育番組以外の放送番組であつて、国民の一般的教養の向上を直接の目的とするものをいう。

三十一・三十二（略）

（業務）

第二十条（略）

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一（略）

二 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するもの及び協会のテレビジョン放送

による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く。）。

三 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者及び外国

放送事業者を除く。）に提供すること（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当

該国内基幹放送と同時に提供することを除く。）。

四 九（略）

三 九（略）

15（略）

（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資）

第二十条 協会は、前条第一項に規定する子会社に対して出資する場合のほか、第二十条第一項又は第二項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定

めるところにより、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人情報通信研究機構及び第四百十條第二項に規定する指定再放送事業者その他第二十条第一項又は第二項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に出資することができる。

○放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）（抄）

（出資の対象）

第二条 法第二十二條に規定する政令で定める事業は、次のとおりとする。

一 十 （略）

十一 法第二十条第二項第二号に規定する既放送番組等（次号において「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業（放送に該当するものを除く。）

十二 既放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供する事業

十三 （略）

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（抄）

（生活関連等施設の安全確保）

第二百二條 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの（以下この条において「生活関連等施設」という。）のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

一 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある
と認められるもの

二 二 八 （略）
その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがある
と認められる施設

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）

（抄）

（生活関連等施設）

第二十七條 法第二百二條第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。

一 五

六 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号の基幹放送事業者（放送法第二条第十五号の地上基幹放送をいう。以下この号において同じ。）を行うものに限る。地上基幹放送（放送法第二条第十五号の地上基幹放送に限る。）の業務に用いられる放送局（同条第二十号の放送局をいう。以下この号において同じ。）であつて、同法第九十一条第二項第三号に規定する放送系において他の放送局から同法第二条第一号の放送をされる同法第二十七号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再放送することを主として行うもの以外のものの無線設備

七
十
（略）